(b) 次のいずれかの資金源により支弁する特別基金
(i) 第十四条６の規定に基づく年次拠出金
(ii) 第十四条７の規定に基づく支払
(iii) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援するための資金を提供することを希望する締約国及び民間団体からの追加的な拠出金
(c) 地球環境基金の信託基金

5 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の修復及び生態学的な復元のための資金を供与するため、資金供与の制度の一部として、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援するための追加的な基金を設置する可能性を検討することができる。

6 特別基金及び地球環境基金の信託基金は、次の目的のために使用する。
(a) この協定に基づく能力の開発のための事業（海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する効果的な事業並びに海洋技術の移転に関する訓練を含む活動及び計画を含む。）に対する資金供与
(b) この協定の実施における開発途上国である締約国に対する支援
(c) 伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会による保全及び持続可能な利用に係る計画に対する支援
(d) 国、小地域及び地域の段階における公の協議に対する支援
(e) 締約国会議が決定するその他の活動の実施に対する資金供与

7 資金供与の制度については、当該制度の枠内での資金の利用において、重複を避けること並びに補完性及び整合性を促進することを確保するよう努めるべきである。

8 この協定の実施を支えるために動員される資金には、公的な及び民間の資金源（国内的なものであるか国際的なものであるかを問わない。）を通じて提供される資金（国、国際金融機関、世界的及び地域的な枠組みに基づく既存の資金供与の制度、援助機関、政府間機関、非政府機関並びに自然人及び法人からの拠出金を含むが、これらに限定されない。）並びに官民間の連携を通じて提供される資金を含めることができる。

9 この協定の適用上、資金供与の制度は、適当な場合には締約国会議の権限の下に、及びその指導の下に機能し、並びに締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、全般的な戦略、政策及び計画の優先度並びに資金へのアクセス及び資金の利用のための資格に関する指針を提供する。

10 締約国会議及び地球環境基金は、締約国会議の第一回会合において、１から９までの規定を実施するための取決めについて合意する。

11 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に取り組む緊急性に鑑み、特に、特別基金の制度の態様及び能力開発・海洋技術移転委員会を通じて提供される情報を考慮して、全ての資金源からの特別基金への二千三十年までの当初の資金の動員に係る目標を決定する。

12 この協定に基づく資金へのアクセスのための資格は、ニーズに基づき開発途上国である締約国に開かれたものとする。特別基金に基づく資金は、特別の要請を有する締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）の支援に関するニーズを考慮し、並びに開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、衡平な配分基準に基づいて配分する。特別基金は、そのような開発途上国である締約国のため、簡素化された申請及び承認の手続並びに強化された支援の受入れ体制により、資金に効率的にアクセスすることを確保することを目的とする。

13 締約国は、能力的な制約に照らし、国際機関に対し、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための適当な資金及び技術支援の割当て並びに国際機関の専門的な役務の利用に当たり、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国及び開発途上にある島嶼国）に対し優先的待遇を与え、並びにこれらの締約国の個別のニーズ及び特別の要請を検討することを奨励する。

14 締約国会議は、資金に関する財政委員会を設置する。同委員会は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮して、適当な資格及び専門知識を有する委員で構成される。同委員会の運営のための付託事項及び方法は、締約国会議が決定する。同委員会は、資金供与の制度に基づく資金の特定及び動員について定期的に報告し、及び勧告を行う。同委員会は、また、この協定の目的の達成のために直接又は間接に貢献する他の制度及び枠組みに基づく資金についても情報を収集し、及び報告する。同委員会は、この条に定める検討事項に加え、特に次の事項について検討する。
(a) 締約国（特に開発途上国である締約国）のニーズの評価
(b) 資金の利用可能性及び適時の支払
(c) 資金の調達及び配分に関する意思決定及び管理の過程の透明性
(d) 資金の合意された利用に関する受領側の開発途上国である締約国の説明責任

15 締約国会議は、資金に関する財政委員会の報告及び勧告について審議し、並びに適当な措置をとる。

16 締約国会議は、また、特に開発途上国である締約国にとっての資金（能力の開発及び海洋技術の移転を実施するための資金を含む。）の妥当性、有効性及び利用可能性を評価するために、資金供与の制度について定期的な検討を行う。

第八部　実施及び遵守

第五十三条　実施

締約国は、この協定の実施を確保するため、適当な場合には、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

第五十四条　履行状況の監視

締約国は、この協定に基づく自国の義務の履行状況を監視し、並びにこの協定を実施するために自国がとった措置につき、締約国会議が決定する形式及び間隔で、締約国会議に報告する。

第五十五条　実施・遵守委員会

1 この協定の規定の実施を促進し、及び検討し、並びにこの協定の規定の遵守を促進するため、この協定により実施・遵守委員会を設置する。同委員会は、促進的な性格を有し、並びに透明性のある、敵対的でない及び懲罰的でない方法によって機能する。

2 実施・遵守委員会は、ジェンダーの均衡及び地理的に衡平に代表されることに妥当な考慮を払った上で、適当な資格及び経験を有する委員であって、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。

3 実施・遵守委員会は、締約国会議がその第一回会合において採択する方法及び手続規則に従って運営される。同委員会は、特に個別の及び組織的な段階における実施及び遵守に関する事項を検討するものとし、並びに締約国会議に対し、定期的に報告し、及び各国の事情を認識した上で、適当な場合には、勧告を行う。

4 実施・遵守委員会は、その活動の過程において、必要な場合には、この協定に基づいて設置される機関、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関からの適当な情報を参考とすることができる。

第九部　紛争の解決

第五十六条　紛争の防止

締約国は、紛争を防止するために協力する。